

令和6年第2回清瀬市農業委員会会議録

令和6年2月15日午前9時00分から午前9時50分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

1 出席委員 会長 第10番 松村 俊夫
会長職務代理 第12番 小寺 正明
第1番 齊藤 正樹 第4番 村野 和博
第5番 村野 正明 第6番 森田 庄司
第7番 中村 正一 第8番 新井 誠子
第9番 村山 孝 第11番 高橋 将則
第14番 土屋 俊治

2 欠席委員 第2番 小寺 一壽 第3番 村山 昇
第13番 坂間 和弘

3 議長 松村 俊夫(会長)

4 書記 戸野慎吾・清水敬志・神山汐理

5 付議事項

- (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (2) 農地法の届出について〔4条関係〕
- (3) 農地法の届出について〔5条関係〕
- (4) 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正について
- (5) 市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程の一部改正について
- (6) 清瀬市農業委員会を実施機関とする情報公開に関する規程の一部改正について
- (7) その他

議長 皆さん定刻になりましたので、
令和6年第2回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。
本日は、委員14名中11名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。
第4番の村野和博委員、第5番の村野正明委員となっております。

す。よろしくお願ひいたします。

議案第1号、相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請は2件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議長

現地調査に行った村野正明委員より1件目の報告をお願いいたします。

村野正明委員

1月18日に事務局の神山さんと現地調査を行いました。申請農地は小金井街道を挟み東西2か所にあり、9反弱程の農地になります。東の畑にはハウスがあり、カブが作付けされておりました。西の畑は特に作付けはされておりましたが、綺麗に耕運され、管理されておりました。問題ないと思います。

議長

2件目齊藤正樹委員よりお願いいたします。

齊藤正樹委員

1月18日に事務局の神山さんと現地調査を行いました。現地は基本的には綺麗に管理されておりました。1画に骨組みだけで使っていない様なハウスがありましたが、シートや毛布などで雑草対策をされて、管理されていたので、問題ないと思います。

議長

只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは承認させていただきます。

議案第2号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。1月11日から2月5日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議長 質問等がございますか。

委員 異議なし。

議長 以上が4条の報告です。
議案第3号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は10件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。1月11日から2月5日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議長 只今事務局より説明がございました。質問等がございますか。

委員 異議なし。

議長 以上が5条の報告です。
議案第4号、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正についてを議題とさせていただきます。
事務局より、お願いします。

事務局 議案第4号から第6号につきましては農業委員会の所管になりますので改正に伴いまして調整させていただいております。生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務に関する一部改正についてですが、こちらは規定として設けてあり、第1条の生産緑地法施行規則の第5条を引用しており

ます。届け出様式について規定している条文なのですが、引用している国の法律の改正に伴って条がずれたので、それに伴い市の条も変更するものになります。以上です。

議 長 5条が6条に変更ということの認識でよろしいですね。
議案第5号、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程の一部改正についてを議題とさせていただきます。
事務局より、お願いします。

事務局 市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規定の一部改正についてですが、農地法施行令第1条17第1項を引用しておりました。こちらの規定は市街化区域内にある農地を転用する場合の届出、権利移動の届出について定めている条文になります。こちらの農地法施行令ですが、全面的に改正されておりまして、条番号が変わっております。市街化区域内にある農地を転用する場合の届出については、現行の農地法施行令によりますと第3条第1項を引用しております。権利移動の届出につきましては、第10条第1項を引用しておりますのでそれに伴う改正をするものであります。

議 長 議案第6号、清瀬市農業委員会を実施機関とする情報公開に関する規程の一部改正についてを議題とさせていただきます。
事務局より、お願いします。

事務局 清瀬市農業委員会を実施期間とする情報公開に関する規定の一部改正についてですが、清瀬市情報公開条例を引用しております。令和5年4月1日公布ということで、改正されておりまして、大まかに言いますと、1条ずつ条がずれているような状況になります。参照していただくと、第40条を引用しておりますが、第41条にしますと、合う形になります。このような形で改正をさせていただいております。

議 長 議案第7号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議の報告について

①令和5年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式
令和6年2月5日(月) 午後1時30分より武蔵野芸能劇場
小劇場で行われました。参加者は受賞者と私と職務代理と事務局です。

以上が会議の報告でございます。

(2) 会議の日程について

①第65回東京都農業委員会・農業者大会

令和6年2月15日(木) 午後1時00分より FOSTER ホール(昭島市民会館)で行われます。参加者は受賞者と農業委員と事務局です。

②第3回清瀬市農業委員会

令和6年3月26日(火) 午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

以上が会議の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

委員

特にありません。

事務局

事務局はありません。

議長

特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第2回清瀬市農業委員会を閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議長

署名委員(第4番)

署名委員(第5番)